

第3期 奥出雲町地域福祉計画

第4期 奥出雲町地域福祉活動計画

2025 - 2029 (令和7～11年度)

支え合い 助け合い 安心して暮らせるまちづくり

令和7年3月



奥出雲町



社会福祉法人 奥出雲町社会福祉協議会

は じ め に

この度、「支え合い 助け合い 安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、その実現を目指した「第3期奥出雲町地域福祉計画」を策定しました。

初回の策定からこれまでの間にも、日本全体が人口減少・少子高齢化が進み、経済や社会の存続の危機に直結した課題となっています。私たちのまち奥出雲町においても、様々な要因から、少子高齢化、人口減少、独居高齢者の増加等が進行しており、社会構造の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化とともに、家族や地域での支え合いや助け合いの意識は希薄化し、自助、共助の力が弱まっています。

こうした社会状況の変化を踏まえ、改めて地域コミュニティによる支え合いや助け合いが大切であることを共通認識し、町民や関係機関、行政がともに意見や知恵を出し合い、連携、協力して課題に取り組んでいく「地域共生社会」の実現に向けて、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域とともにつくっていく社会を目指していく考えです。

また、第2期計画から引き続き、行政計画である「地域福祉計画」と社会福祉協議会による民間活動計画の「地域福祉活動計画」が基本理念や基本目標を同じくし、共に地域福祉の推進を目指していることから、両計画を一体的に策定し、さらなる連携強化を図りながら地域福祉を進めることとしています。

そして、「奥出雲町総合計画」の理念・施策の基本構想に基づき、改正社会福祉法に盛り込まれた地域共生社会の実現と地域福祉の一層の推進を図り、町民、関係機関と行政がまさに総力戦で一体となって、誰もが奥出雲の暮らしが幸せだと実感できるまちづくりに努めて参りたいと考えています。

この計画による地域福祉の推進にあたり、計画の理念、趣旨をご理解の上、一層の地域福祉の推進にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画を策定するにあたり、策定委員の皆様をはじめ、町民の皆様や関係機関の方々から貴重なご意見、ご協力をいただきましたことに心からお礼申し上げます。

令和7年3月

奥出雲町長

保原 系

一人ひとりの

(ふ)普通の (く)暮らしの (し)幸せ をめざして

平素より、地域の皆様には社会福祉法人奥出雲町社会福祉協議会(以下「社協」といいます。)が行います各種事業に対しご理解ご協力を賜り、心より深く感謝申し上げます。

さて、平成4年に「新・社協基本要項」が策定されてから30余年、社会や経済は大きく変化するとともに、特に近年の地域福祉の政策化・施策化の進展により社協が果たす役割がますます広がりを見せています。さらに新型コロナウイルス特例貸付を通じ、社協はセーフティネット機能を発揮すると同時に、それまで潜在化していた地域生活課題に直面し、地域の皆様と共に新たな活動を生み出すことにより、出来ることをひとつずつ、一步一步前に進んで参りました。

この度、第4期奥出雲町地域福祉活動計画の策定にあたっては、生活困窮やひきこもり、また孤独・孤立、身寄りのない方の権利擁護など、取り組むべき課題は山積しておりますが、社協の7つの活動原則、①住民ニーズ基本の原則 ②つながりづくりの原則 ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則 ④民間性の原則 ⑤連携・協働の原則 ⑥専門性の原則 ⑦行政とのパートナーシップの原則 を基本に、地域の皆様一人ひとりにとっての「普通の暮らしの幸せ」をめざし、多くの新たな挑戦を盛り込みました。今後5年間、この計画をもとに地域の皆様や関係機関とともに「支え合い助け合い安心して暮らせるまちづくり」の推進のために尽力して参る所存でございますので、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました奥出雲町地域福祉計画策定委員の皆様をはじめご協力いただきました地域の皆様また各種団体や関係機関の皆様には、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人奥出雲町社会福祉協議会

会長 勝田 康 則



も く じ

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	・・・	1
2 計画の位置づけ	・・・	2
3 計画期間	・・・	4
4 計画の策定体制	・・・	4

第2章 奥出雲町の地域福祉の現状と課題

1 奥出雲町の概況	・・・	5
2 地域福祉活動の状況	・・・	16
3 地域福祉の課題	・・・	18

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念	・・・	21
2 基本目標	・・・	21

第4章 目標達成のための取り組み

<基本目標1> 支え合い・助け合いの「人」づくり	・・・	23
<基本目標2> 人・地域の「きずな」づくり	・・・	27
<基本目標3> 安心・安全な「仕組み」づくり	・・・	33
<基本目標4> 自立を支える「環境」づくり	・・・	40

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制	・・・	43
2 計画の進行管理	・・・	43

資料編

・ 関連計画一覧	・・・	45
・ 奥出雲町地域福祉計画策定委員名簿	・・・	46
・ 奥出雲町地域福祉計画策定委員会設置要綱	・・・	47
・ 奥出雲町地域福祉計画評価委員会設置要綱	・・・	48

Ⅰ 計画策定の趣旨

少子高齢化や急激な人口減少とともに人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化、情報技術の発展など私たちを取り巻く環境は大きく変化し、こうした社会構造の変化により人と人とのつながり、助け合いや支え合いの精神が希薄化してきました。

一方では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の増加、生活困窮、ひきこもり、孤独死や子育てに悩む家庭等が顕在化し、社会福祉に対するニーズも複雑かつ多様化するとともに増加しています。

こうした中、今日では一人ひとりの福祉ニーズに対応していくために、これまでの公的サービスだけではなく、地域でお互いに支え合い助け合う「地域共生社会※1」の実現に向けた取り組みを推進していくことが求められています。

平成30年に改正された社会福祉法では、福祉は事業者や行政だけでなく、地域住民と一体となって進めていくものという位置づけがなされ、「地域共生社会」と名付けられました。そして令和2年に行われた改正でもこれらの実現を目指すものとして制定されています。このように国では、住民一人ひとりの生きがいと暮らしを地域とともに創っていく社会、「地域共生社会」の実現のため法改正が進められています。

住民が主体となって行政や関係機関など様々な主体と連携・協働して、解決や改善に取り組み、誰もが住み慣れた地域で生き生きと健康で安全、安心に暮らし続けることができるよう共助の社会を築いていくことが大切であり、これまでも行われている住民によるボランティア活動や事業者による福祉サービス、NPOによる活動なども含め、地域の中で広いネットワークを作っていくことが必要です。

本町においても、前回の「第2期奥出雲町地域福祉計画」「第3期奥出雲町地域福祉活動計画」の策定後、内容の見直し・評価を行いながら様々な取り組みを進め、公民館を単位とする「小さな拠点づくり※2」が令和6年度に全地区にて開始となり、各地区でにぎわいづくりや買い物・移動支援など地域住民の生活に必要な機能確保に取り組まれています。今後も地

(※1)地域共生社会・・・制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(※2)小さな拠点づくり・・・小学校区など、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組

域の組織や団体間の連携、協働などにより、安心して住み続けることができる地域づくりの取り組みがより一層重要となってきました。

以上、国の動向や本町における現状と課題を踏まえ、福祉関連の各分野別計画の上位計画と位置付けた「第3期奥出雲町地域福祉計画」並びに「第4期奥出雲町地域福祉活動計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

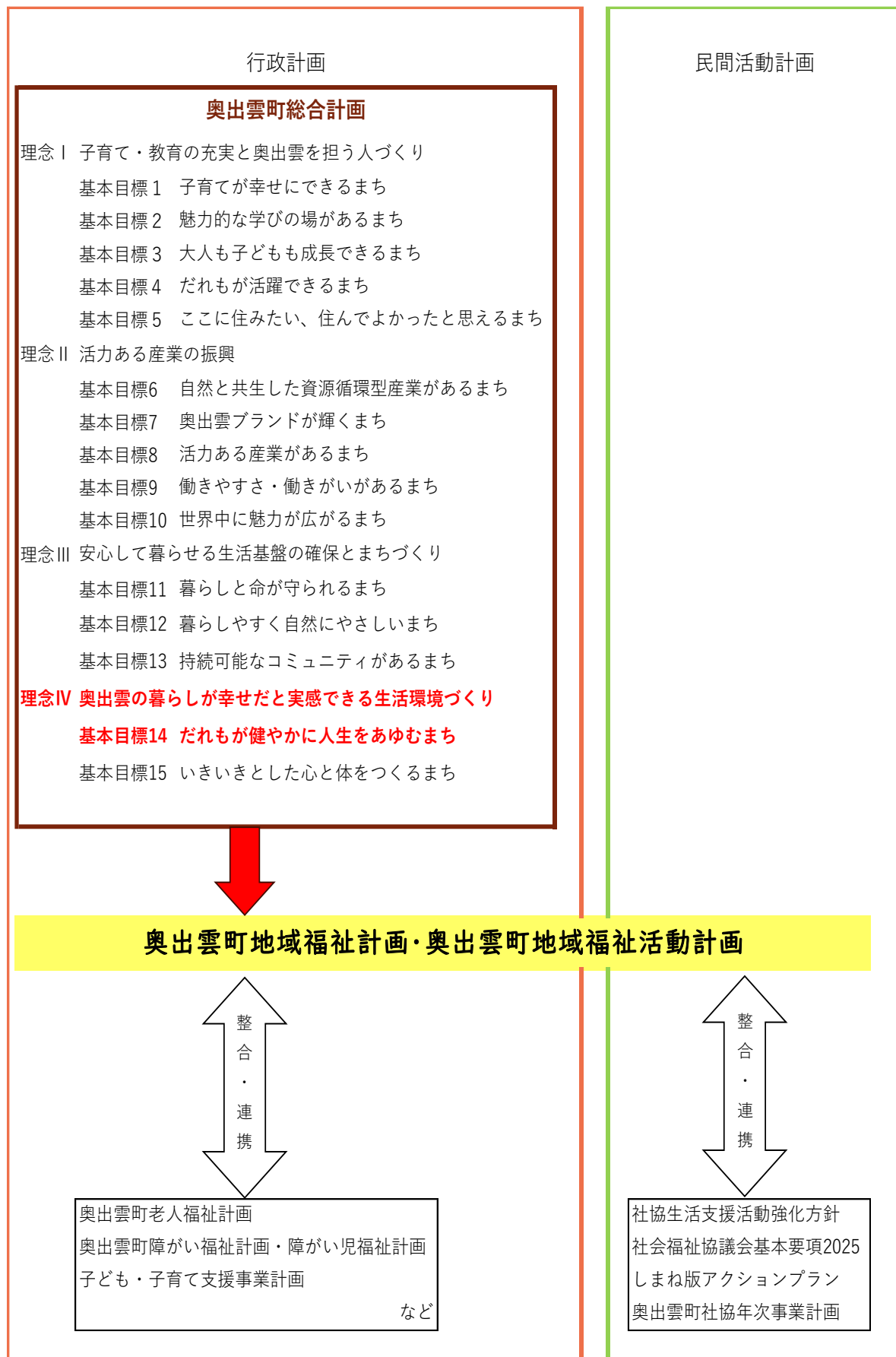
本計画は、地域福祉を推進するため、社会福祉法第107条の規定により市町村地域福祉計画として、また同法第109条の規定により、その地域福祉推進を実現するための中核を為す社会福祉協議会（以下「社協」という）の有り方を定める市町村社協地域福祉活動計画として位置づけるものです。

また、奥出雲町総合計画を上位計画とし、総合計画の理念・施策の基本構想に基づき、これまで策定された各分野の福祉計画（老人福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等）を横断的につなげ、地域福祉の取り組みや施策の方向性を明示し、地域における展開を総括するものです。したがって、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、本町に暮らすすべての住民を対象に、地域福祉全体の活動を推進するための基本計画です。

なお、行政計画である「地域福祉計画」と民間活動計画である「地域福祉活動計画」は、基本理念や基本目標を同じくするものであり、ともに地域福祉の推進を目指していることから、本町では両計画を一体的に策定しています。

また、成年後見の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定する「成年後見制度 利用促進計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、この地域福祉計画に包含されています。

【体系図】



3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画とします。
計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定体制

この計画は、以下の体制のもと、関係団体の代表者や住民の参加を得て策定しました。

(1) 第3期奥出雲町地域福祉計画（第4期奥出雲町地域福祉活動計画）策定委員会

自治会、地域福祉活動実践者、児童・教育関係団体及び住民の代表者等で構成される策定委員会を設置し、計画策定に関する審議を重ねてきました。

(2) パブリックコメント

町ホームページや窓口での閲覧により、計画案に対する町民の意見や提言を収集し、計画づくりに反映しました。

第2章

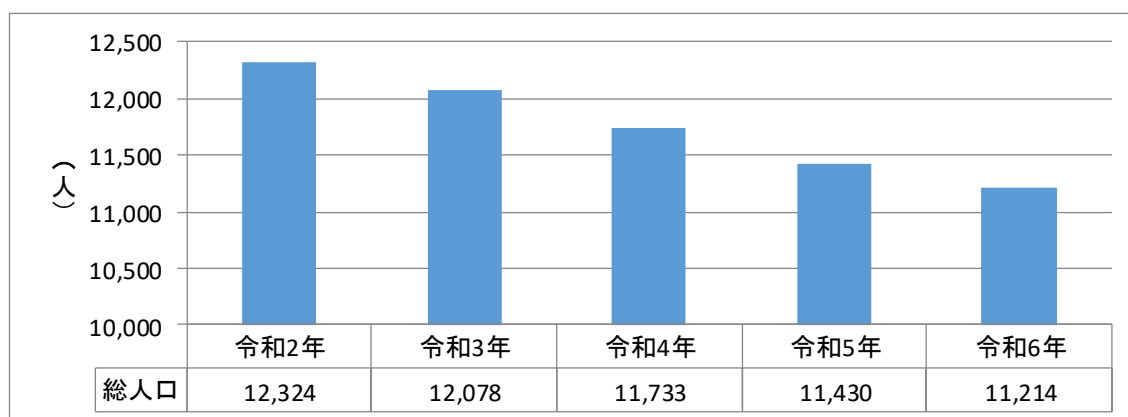
奥出雲町の地域福祉の現状と課題

Ⅰ 奥出雲町の概況

(1) 人口と世帯数の推移

①人口の推移

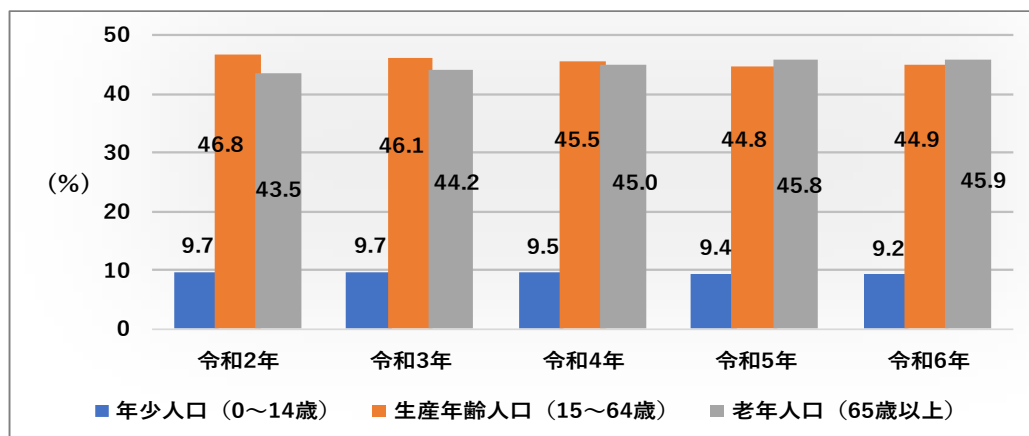
総人口は年々減少しており、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。(直近の5年間で1,110人減少)



資料：奥出雲町住民基本台帳（各年4月1日現在）

②年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合を見ると、総人口に占める割合は年少人口と生産年齢人口は減少していますが、老年人口は令和2年の43.5%に対し、令和6年には45.9%と増加しており、少子高齢化が進行しています。



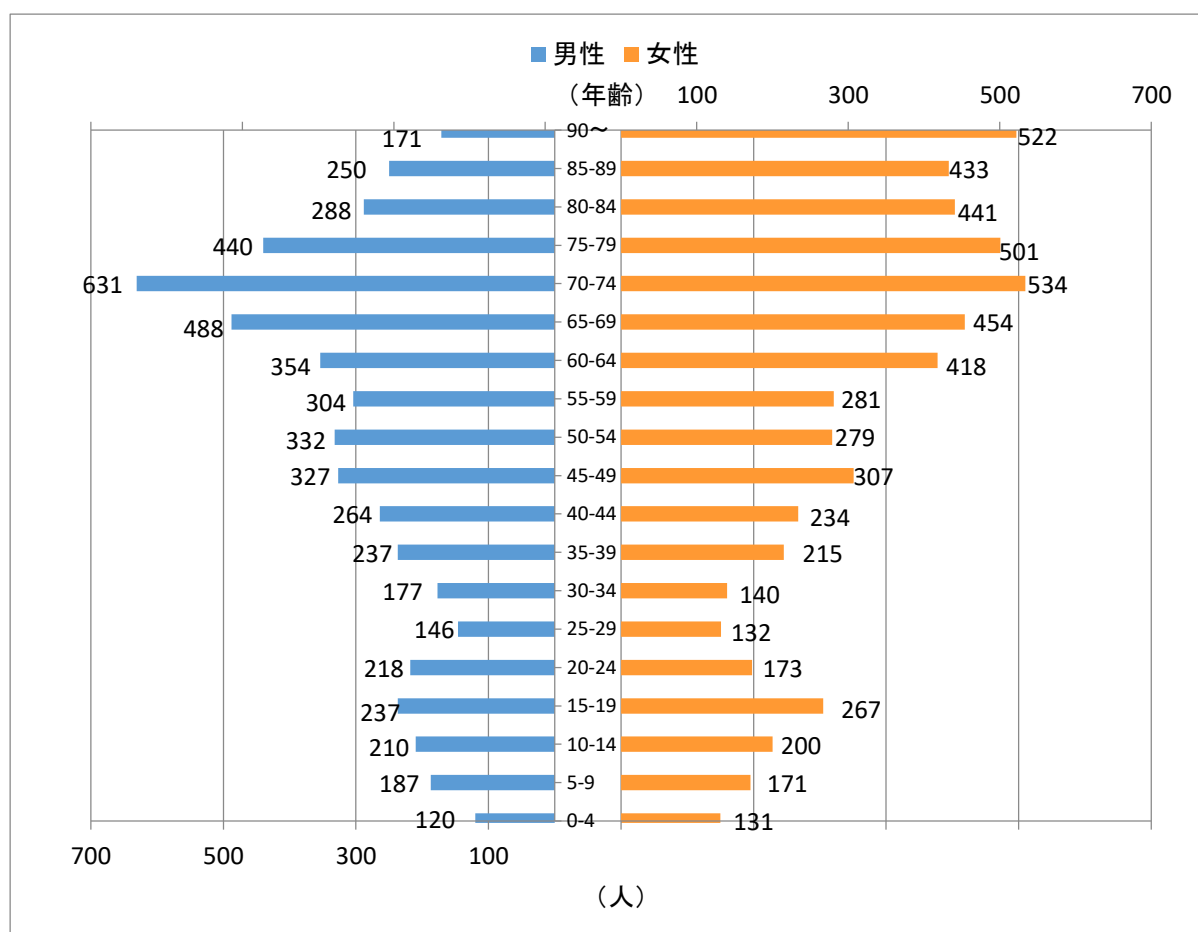
資料：奥出雲町住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 人口構造 (5 歳刻みの人口構造)

令和 6 年 4 月 1 日現在の人口構造を見ると、70 歳から 74 歳の層が最も多く、続いて 65 歳から 69 歳の層、70 歳から 74 歳の層となっており高齢化が進んでいます。

若年層では男女ともに就職・大学進学、結婚を機に大幅な転出があり、性別でみると男性に比べ女性の転出が多い傾向にあります。

また、15 歳から 24 歳の年齢層の人口が多いのは、島根リハビリテーション学院の学生の転入によるものです。

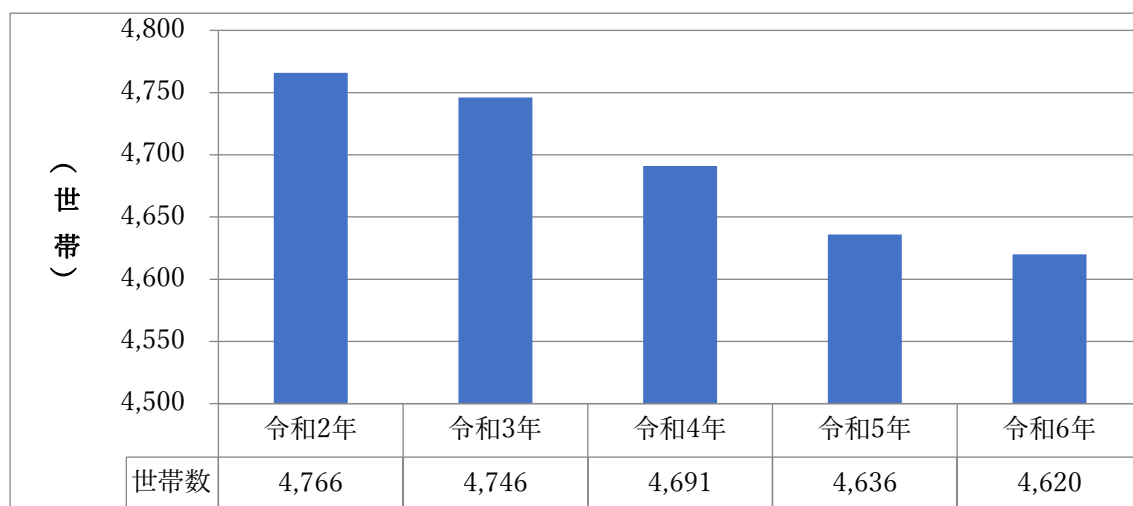


資料：奥出雲町住民基本台帳（令和 6 年 4 月 1 日現在）

④ 世帯数と1世帯あたりの人員数の推移

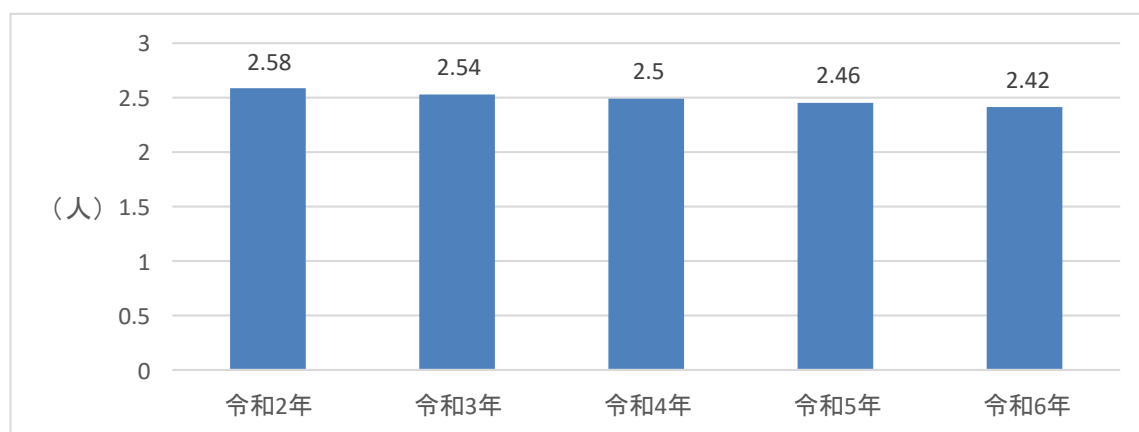
世帯数は長期的に見ると減少傾向にあります。また、1世帯あたりの人員数は年々減少しており、令和6年には2.42人となり、核家族化の進行や高齢者等の単身世帯の増加がうかがえます。

●世帯数の推移



資料：奥出雲町住民基本台帳（各年4月1日現在）

●1世帯あたりの人員数の推移



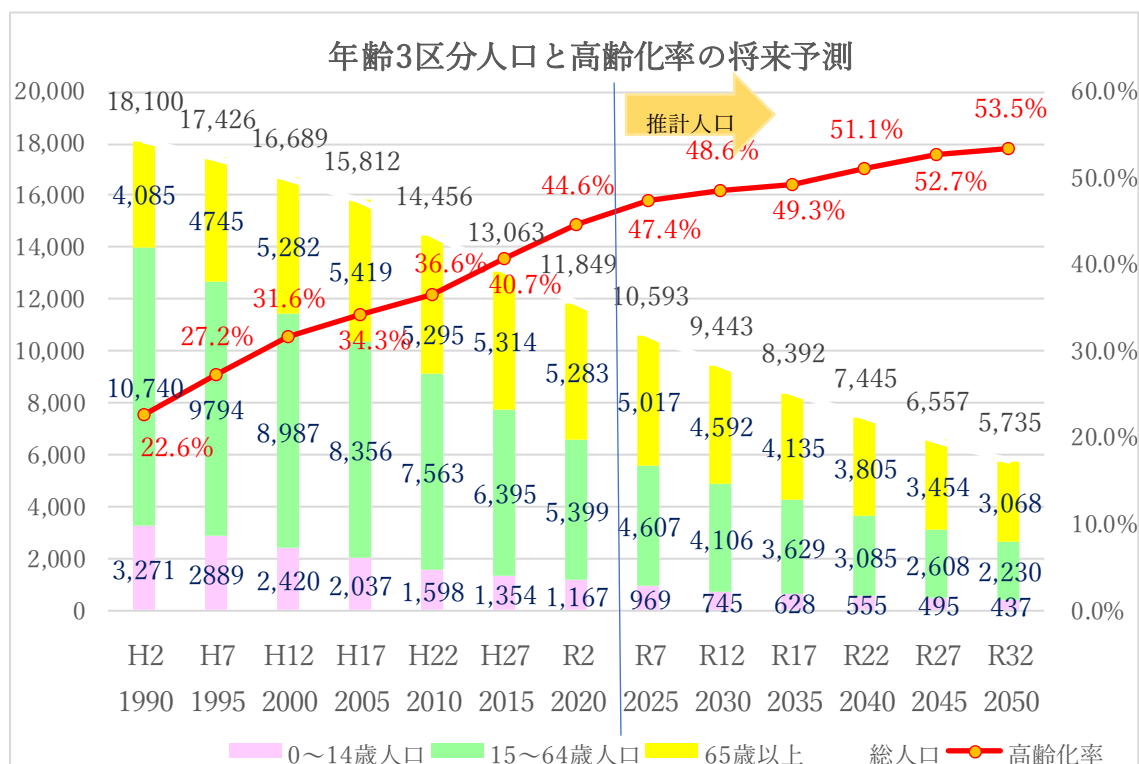
資料：奥出雲町住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑤人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計及び国勢調査のデータをもとに分析したところ、本町の人口は令和 2（2020）年以降も減少を続け、令和 22（2040）年には 7,445 人（対 2020 年比 37.2%減）に、令和 32（2050）年には 5,735 人（対 2020 年比 51.6%）になると推計されます。

また、年齢 3 区分人口をみると、令和 2（2020）年の人口と比較し、令和 22 年には年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は 45%減少し、555 人と 3,085 人に、老年人口（65 歳～）は 28%減の 3,068 人に、高齢化率は 51.1%に、令和 32 年にはさらに減少が進み、年少人口と生産年齢人口は 59.4%減少し、437 人と 2,230 人に、老年人口は 42.0%減の 3,068 人に、高齢化率は 53.5%になると推計されます。

人口減少の段階をみると、すべての区分人口において一貫して人口は減少していくものと推測されます。



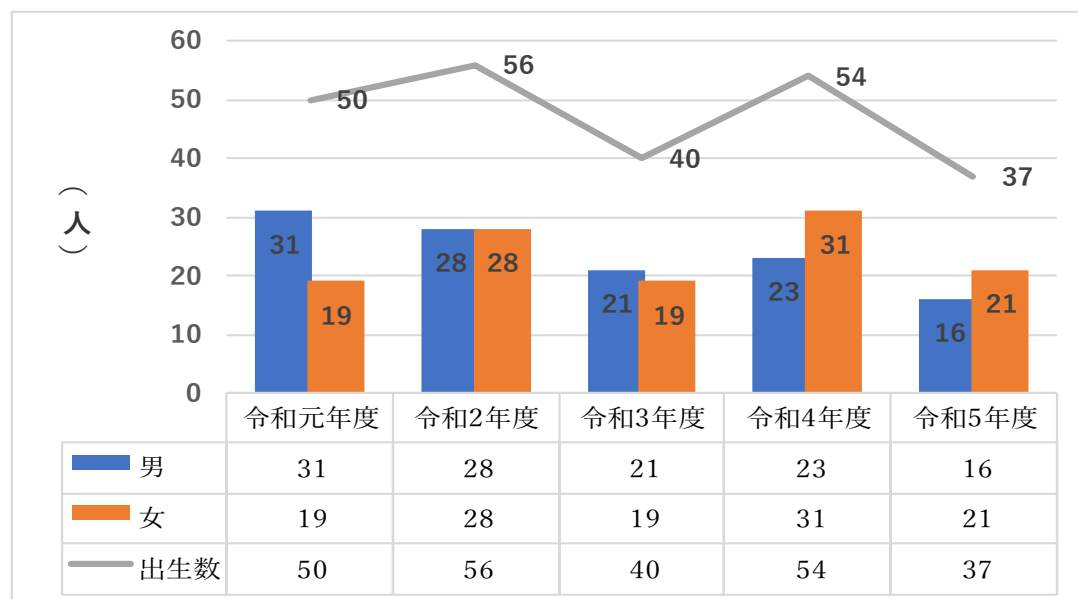
資料：1990～2020 年：2020 年国勢調査（実績値）

2025～2065 年：国立社会保障・人口問題研究所調査（令和 5 年推計）

(2) 子どもの状況

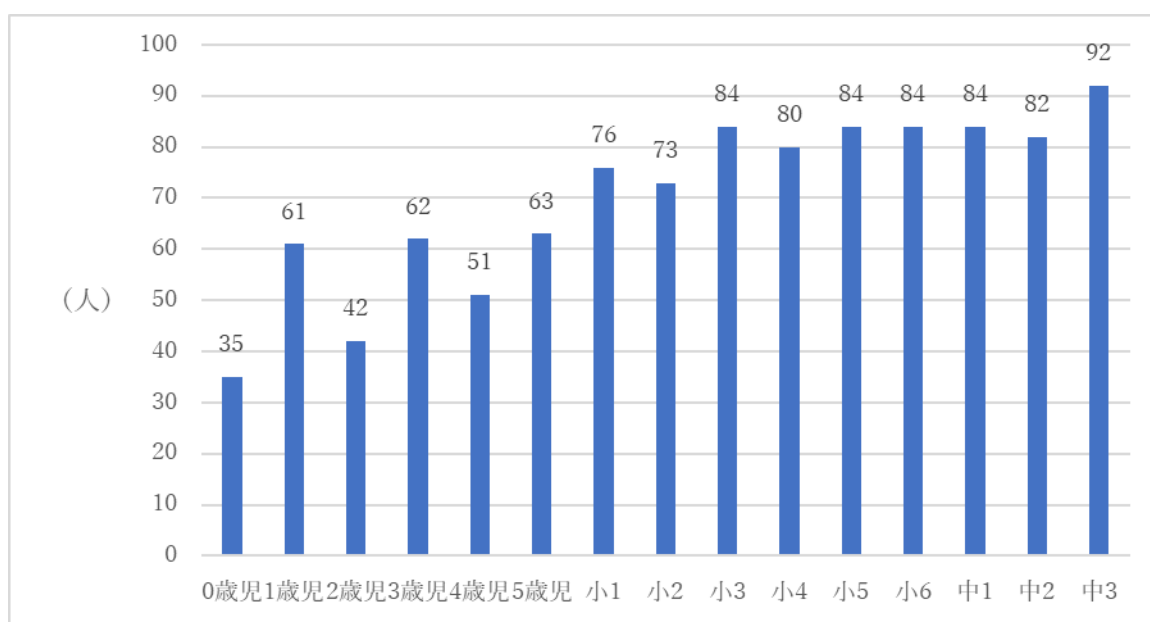
出生数は年間50人前後で推移していましたが、令和5年は37人と大きく減少しています。令和5年の年齢別、学年別の児童生徒数については、年齢が低くなるにしたがって児童生徒数は減少してきており、今後小学校、中学校の児童生徒数は大幅に減少していくものと推測されます。また、児童数は減少傾向にある一方で不登校児童生徒数は微増の傾向にあります。

① 出生数の推移



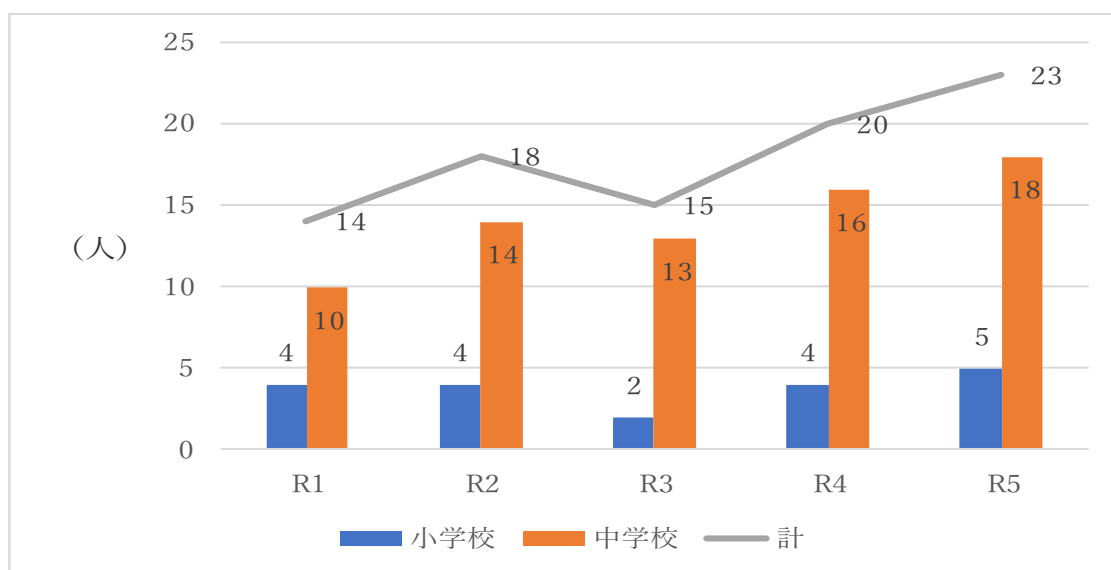
資料：奥出雲町住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 就学前の児童、学年別児童数



資料：奥出雲町住民基本台帳、奥出雲町教育委員会調査（令和6年3月31日現在）

③町内小・中学校における不登校児童生徒数の推移



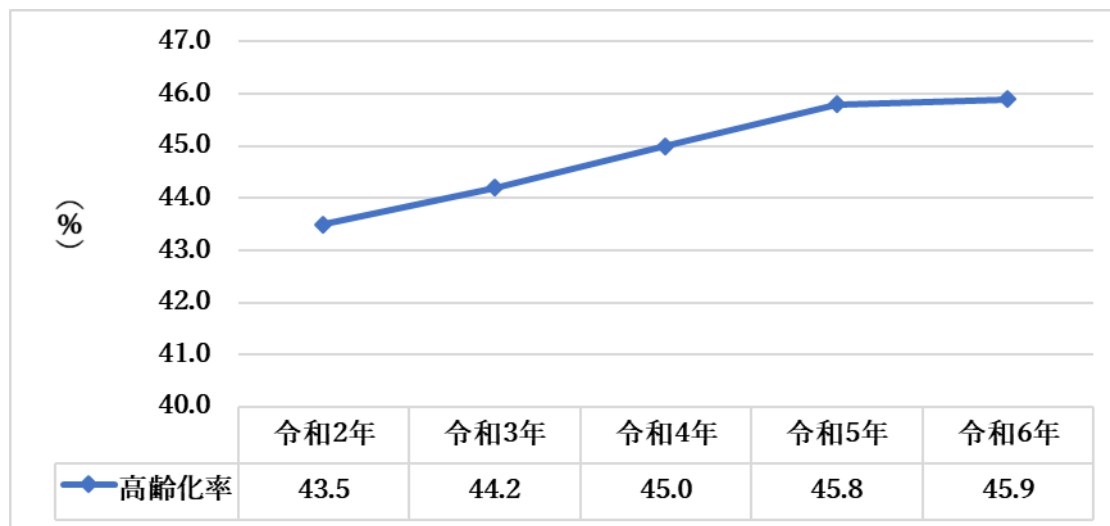
資料：奥出雲町教育委員会調査（各年 3 月 31 日現在）

【不登校の定義】何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。（文部科学省「生徒指導提要 改訂版」に記されている定義）

(3) 高齢者の状況

高齢化率は年々高くなっており、令和6年には45.9%となり、令和2年と比べ約2.4%上昇しています。

① 高齢化率の推移



資料：奥出雲町住民基本台帳（各年4月1日現在）

② ひとり暮らし高齢者数及び高齢者のみ世帯数の推移

高齢者のみ世帯数は微増の傾向にありますが、ひとり暮らしの高齢者数は増加しており、令和6年においては高齢者のみ世帯の47.0%がひとり暮らしとなっています。

●ひとり暮らし高齢者数（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム入所者除く）

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者数	784	813	856	878	887

資料：奥出雲町住民基本台帳（各年4月1日現在）

●高齢者のみ世帯数

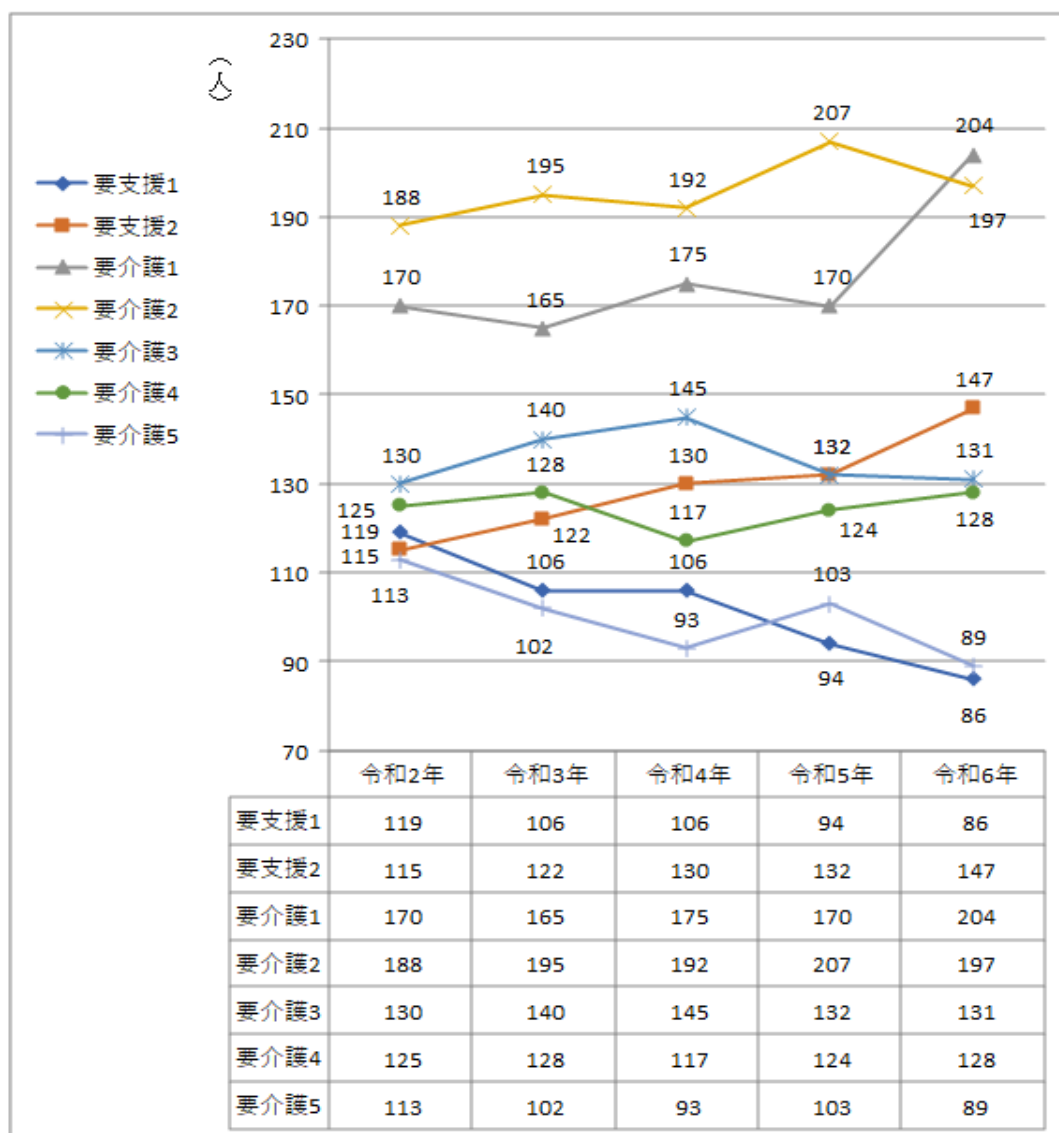
（単位：世帯）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	1,775	1,817	1,859	1,891	1,891

資料：奥出雲町住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 要介護認定者数の推移

令和6年の要介護認定率（要介護要支援認定者数÷第1号被保険者数）は19.0%です。この認定率が低いと元気な人が多いことを表しますが、本町では高齢化率が上昇傾向のなか、要介護認定率はほぼ横ばいとなっています。また、要介護認定者数のうち要介護1の方（204人）が最も多く、次いで要介護2の方（197人）となっており、要介護1及び要介護2の方の占める割合は全体の40.8%となっています。

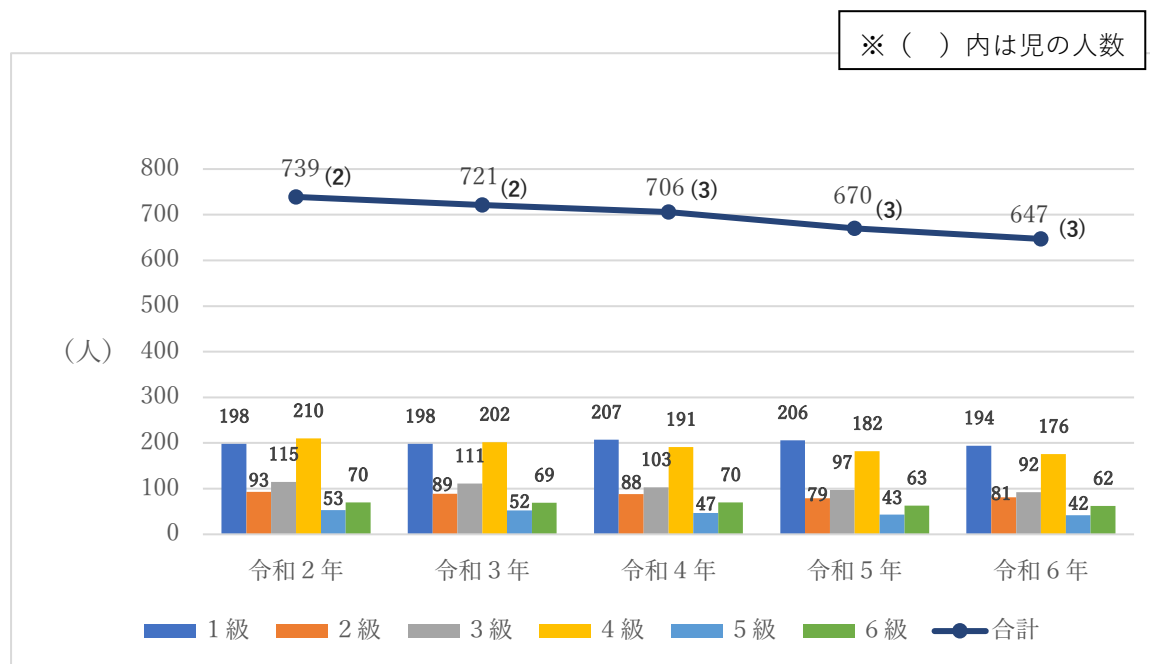


資料：奥出雲町の現況（福祉関連）（各年4月1日現在）

(4) 障がいがある方（児）の状況（所持者数、対象者数は全て奥出雲町の数値）

①身体障害者手帳所持者数の推移

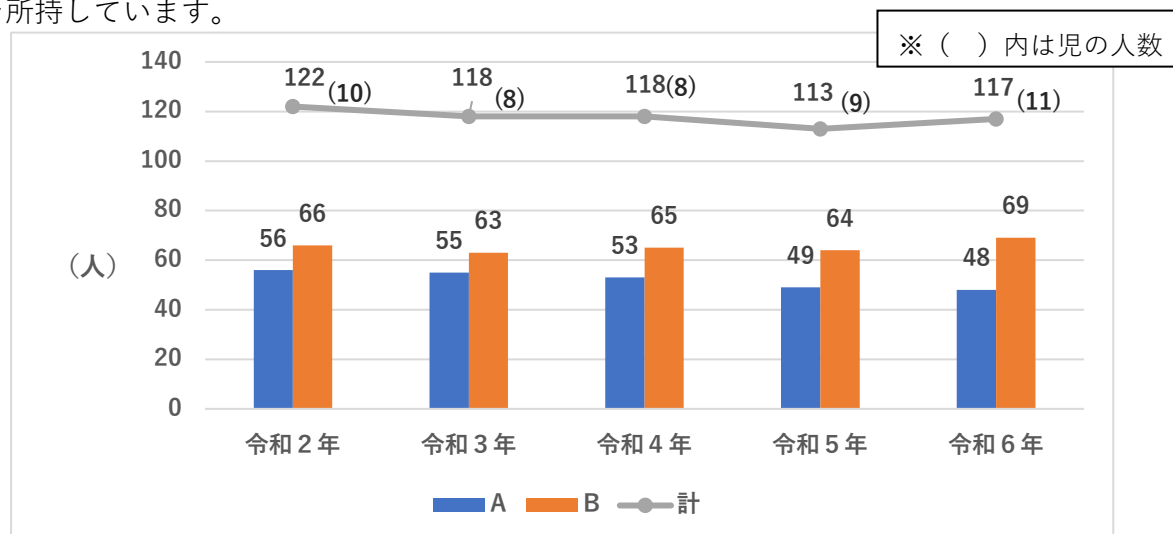
身体障害者手帳所持者数は微減の傾向にありますが、所持者数のうち、約4割の方が1級・2級（重度障がい）の手帳を所持しています。



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（令和6年3月31日現在）

②療育手帳所持者数の推移

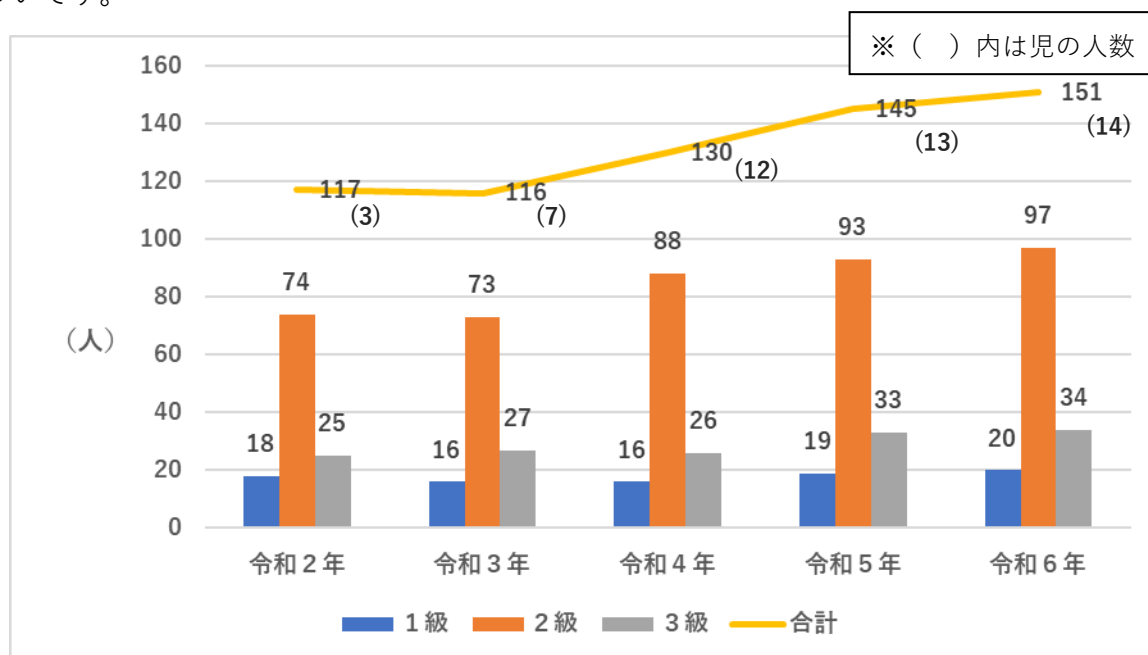
療育手帳所持者数は横ばいの傾向にあり、そのうちの約半数の方がA（重度障がい）の手帳を所持しています。



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（令和6年3月31日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

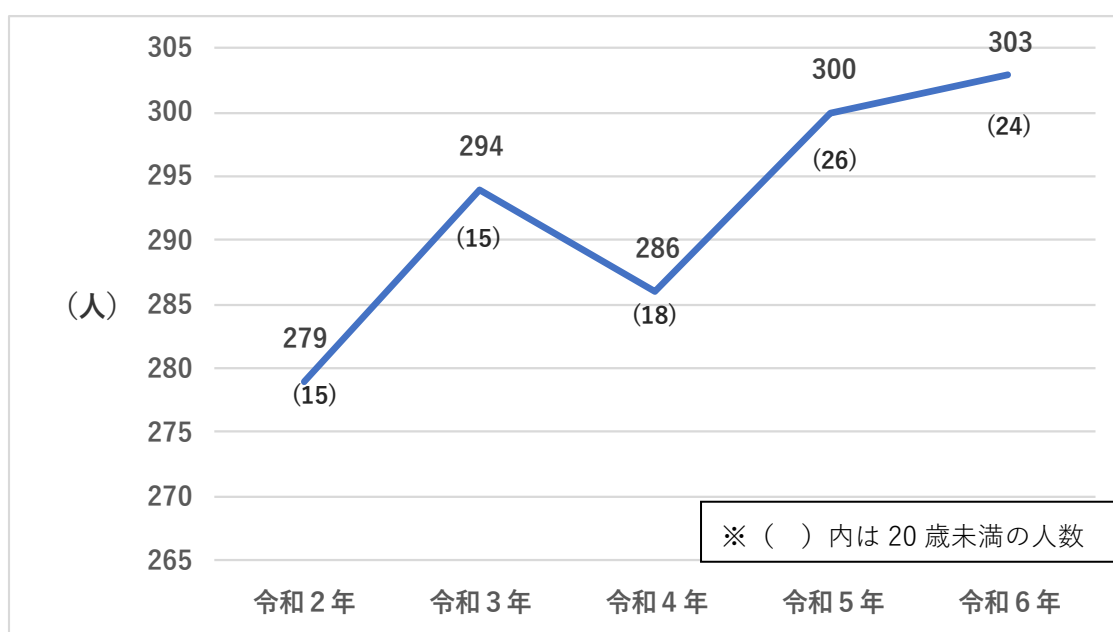
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。2級の所持者の割合が最も多いです。



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（令和6年3月31日現在）

④自立支援医療（精神通院医療）対象者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）対象者も年々増加傾向にあり、約半数の方が精神障害者保健福祉手帳も所持しています。

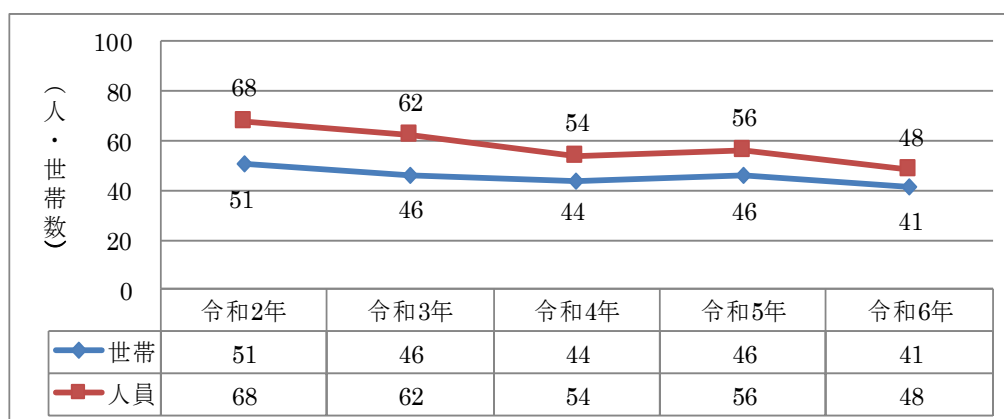


資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（令和6年3月31日現在）

(5) その他の状況

①生活保護世帯及び人員数の推移

近年、生活保護世帯数・人員ともに減少傾向にあります。令和5年の生活保護の開始理由として預貯金の減少が最も多く、次いで傷病による開始でした。また、生活保護の廃止理由は、施設入所によるものが最も多く、次いで死亡による廃止でした。本町の高齢化率は45%以上と依然として高く、高齢者の一人暮らし世帯も増加していることから、今後も高齢者世帯からの相談や保護の開始が増えるものと見込まれます。

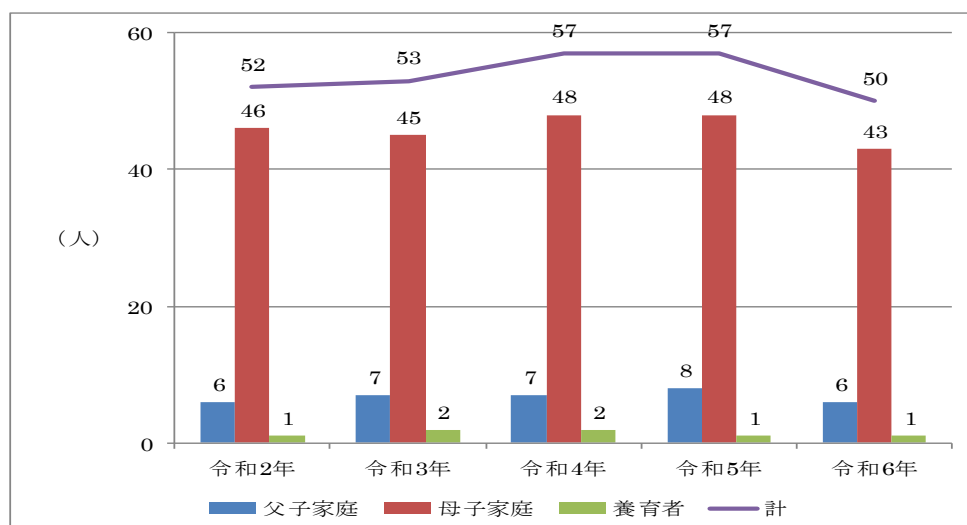


資料：島根の生活保護（各年4月1日現在）

②児童扶養手当受給者数の推移

平成22年8月の制度改正により、父子世帯も児童扶養手当の対象となりました。受給者数はほぼ横ばいで推移しています。

令和6年の児童扶養手当受給者の内訳は、父子世帯6人、母子世帯43人、養育者1人となっています。

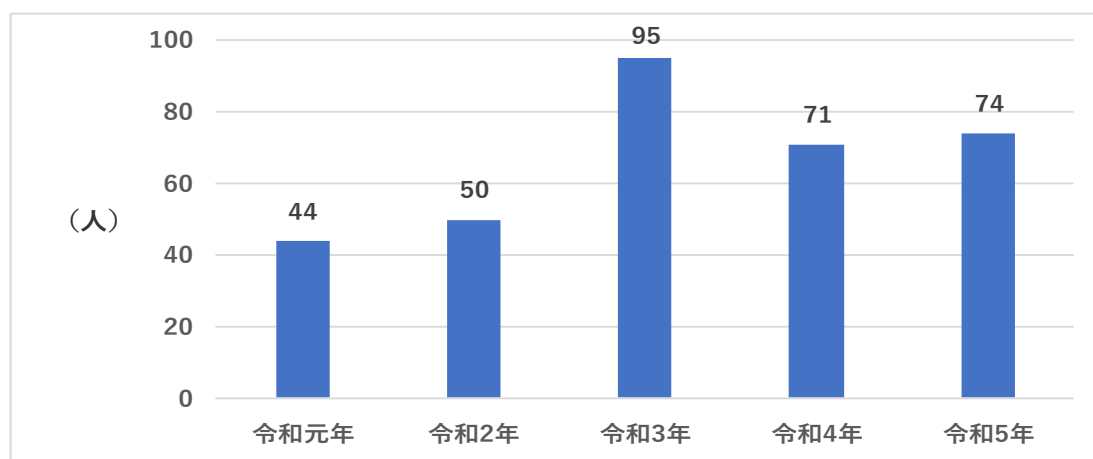


資料：福祉行政報告例（各年4月1日現在）

③ひきこもりの状態にある人の推移

ひきこもりの状態にある人への支援は、奥出雲町社会福祉協議会に「ひきこもり支援ステーション事業」として委託しており、相談窓口の開設やフリースペースの設置などを実施しています。

令和5年には74人のひきこもりの状態にある人を把握していますが、今後もアウトリーチ等により、表面化していないひきこもりの状態にある人の掘り起こしをすすめます。

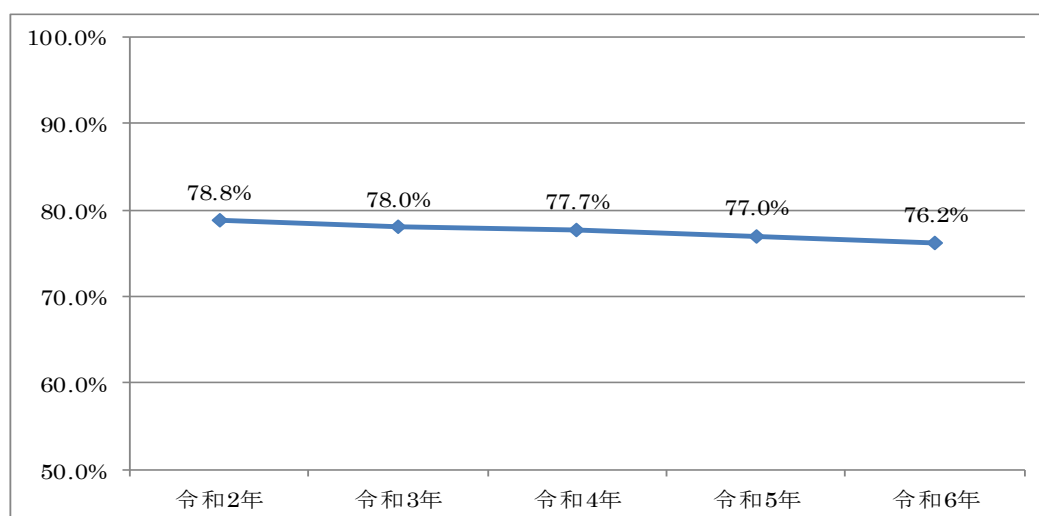


資料 奥出雲町社会福祉協議会調査（各年3月31日現在）

2 地域福祉活動の状況

（１）自治会加入率の推移

令和6年4月1日現在、町内には197の自治会があり、自治会には全世帯の76.2%が加入しています。加入率は年々減少しており、令和2年には78.8%であったものが、4年間で2.6%低下（234世帯減少）しています。



※自治会加入率＝加入世帯÷世帯総数 により算出（各年4月1日現在）

(2) 民生委員児童委員

令和 6 年 4 月 1 日現在、65 名の方が民生委員児童委員として国・県から委嘱され積極的に活動されています。

民生委員は民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等専門機関につなぐことを担って、社会福祉の増進に務めています。任期は 3 年で、児童福祉法により児童委員を兼ねることとなっています。

(3) 福祉委員

令和 6 年 4 月 1 日現在、166 名の方が福祉委員として社会福祉協議会会長からの委嘱により、それぞれの自治会や班で活動されています。

任期中は、普段よりも少しだけ「ふくしの目」を持って生活することで、ご近所さんの小さな変化にいち早く気づき、社協などにつなげることとなっています。

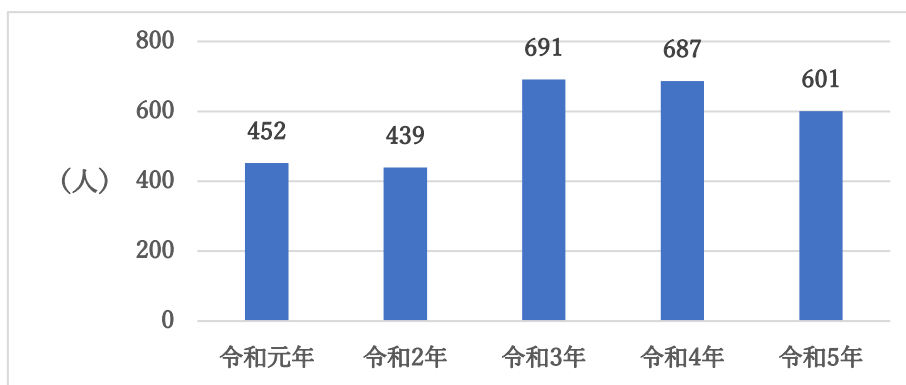
また、福祉のまちづくりの土台となる「お互いさま」をモットーに、強い地域力を育む一役を担っておられます。

(4) 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。令和 6 年 4 月 1 日現在、奥出雲町では 12 名の方が法務大臣からの委嘱を受け、保護司として活動されています。

(5) ボランティア登録者数

時代の流れによってさまざまなボランティア活動が展開されています。近年は、ボランティア活動保険加入者数は減少傾向にありますが、頻発する自然災害の影響で災害ボランティアや災害ボランティアセンター運営ボランティアなどに関心を寄せる人が増えてきています。



資料 ボランティア活動保険加入者数 奥出雲町社会福祉協議会調査（各年 3 月 31 日現在）

3 地域福祉の課題

本町の現状をもとに、今後地域福祉を進めていくうえでの課題を次のようにまとめました。

課題（１） 地域コミュニティの再生

近年、全国的に価値観やコミュニティの多様化、人口減少の深刻化など社会情勢はめまぐるしく変化してきています。

本町においても、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、支援を必要とする人が多くなる一方で、近所づきあいや地域コミュニティの希薄化が進んでおり、地域コミュニティの再生が大きな課題となっています。

現在、公民館を単位とするエリアで「小さな拠点づくり」事業など、住民が自ら生活に必要なサービスを維持・確保する持続可能なまちづくりがすすめられていますが、今後も地域の賑わいづくりや地域資源の活用、世代間交流など地域における「人づくり」「組織づくり」の取り組みがより一層重要となってきています。



課題（２） 誰もが活躍できる地域づくりの推進

本町において、高齢化率は45%を超える状況にはあるものの、シルバー人材センターや老人クラブなどの団体をとおして地域活動に参加し、活躍している高齢者は多く、これまで様々な分野で培った経験を活かし地域社会の一員として活躍できる環境を一層整えていく必要があります。

また、本町の女性の就業率は全国的にも高く、「女性が働きやすい職場づくりや、子育て世代が安心して仕事と子育てを両立できる環境づくり(※3)」も必要となっています。年齢や性別を問わず、一人ひとりが生きがいや充実感をもって、仕事だけではなく家庭や地域、趣味の活動など豊かな人生を送ることのできる地域づくりの実現に取り組んでいく必要があります。

(※3)女性が働きやすい職場づくりは『奥出雲町男女共同参画計画』、子育て世代が安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりは『奥出雲町子ども・子育て支援事業計画』で策定

課題（３） 安心して暮らせる生活基盤の確保

本町は住居が点在する中山間地域にあるため、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加するなか、日常生活の買い物や医療機関への受診、地域交通の確保など様々な問題に直面しており、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりは重要な課題です。

また、近年は身近な地域においても大規模な自然災害が発生しており、災害の備えとして、自分自身の命は自分で守る「自助」、地域コミュニティで力を合わせて対応する「共助」、公的機関が行う「公助」の三つがそれぞれ連携し一体となって安全で安心して暮らせる地域社会を目指し、地域の防災力を高める取り組みが重要となってきています。



課題（４） 地域包括ケアシステムの構築

少子高齢化や人口減少により、様々な分野において今以上に人材が不足することが推測され、介護現場では深刻な人材不足となっており、既存の公的なサービスだけでは支え切れない状況になっています。

高齢化が進行していく中で、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、公的なサービスだけでなく地域の力も活用しながら、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供し支えていく「地域包括ケア」の充実が求められています。

課題（５） 支え合い助け合う地域づくりの推進

少子高齢化の進行や生活様式の多様化等により、家族や地域のつながりが希薄化し、互助・共助といわれる近所でお互いに助け合う機能が弱体化してきています。

子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもり対象者等に対する相談窓口を周知し、対象者の早期発見や支援が必要な人に必要な支援が届くよう、関係機関との連携のもと多様化するニーズに沿った支援を行うとともに、公的支援だけではなく、地域でお互いに理解し、支え合うことのできる地域づくりに取り組む必要があります。

本町の現状をもとにまとめた各課題を解決していくため、第３章で本計画の基本理念と基本目標を設定し、計画の体系をまとめています。

地域福祉の課題	関連する基本目標
課題（１） 地域コミュニティの再生	基本目標１ 支え合い・助け合いの「人」づくり 基本目標２ 人・地域の「きずな」づくり
課題（２） 誰もが活躍できる地域づくりの推進	基本目標１ 支え合い・助け合いの「人」づくり 基本目標２ 人・地域の「きずな」づくり
課題（３） 安心して暮らせる生活基盤の確保	基本目標３ 安心・安全な「仕組み」づくり 基本目標４ 自立を支える「環境」づくり
課題（４） 地域包括ケアシステムの構築	基本目標１ 支え合い・助け合いの「人」づくり 基本目標２ 人・地域の「きずな」づくり
課題（５） 支え合い助け合う地域づくりの推進	基本目標１ 支え合い・助け合いの「人」づくり 基本目標２ 人・地域の「きずな」づくり 基本目標３ 安心・安全な「仕組み」づくり 基本目標４ 自立を支える「環境」づくり

第3章

基本理念と基本目標

1 基本理念

少子高齢化の急速な進行や高齢者世帯の増加など、本町を取り巻く現状を踏まえ、誰もが住み慣れた地域の中で、安全で安心して暮らすことができるまちをみんなで創っていくことを目指して、前計画で掲げた基本理念を継承し、本計画の基本理念を次のように定めます。

支え合い 助け合い

安心して暮らせる まちづくり

2 基本目標

基本理念の「支え合い 助け合い 安心して暮らせる まちづくり」を実現するため、次の4つの基本目標を定めて施策を推進していきます。

<基本目標1> 支え合い・助け合いの「人」づくり

地域福祉を推進するためには、地域福祉の担い手やボランティアなど「人」づくりが非常に重要になることからその基盤づくりを進めます。

<基本目標2> 人・地域の「きずな」づくり

関係機関が連携しながら、住民参画のもとで「きずな」を育む地域づくりを進めます。

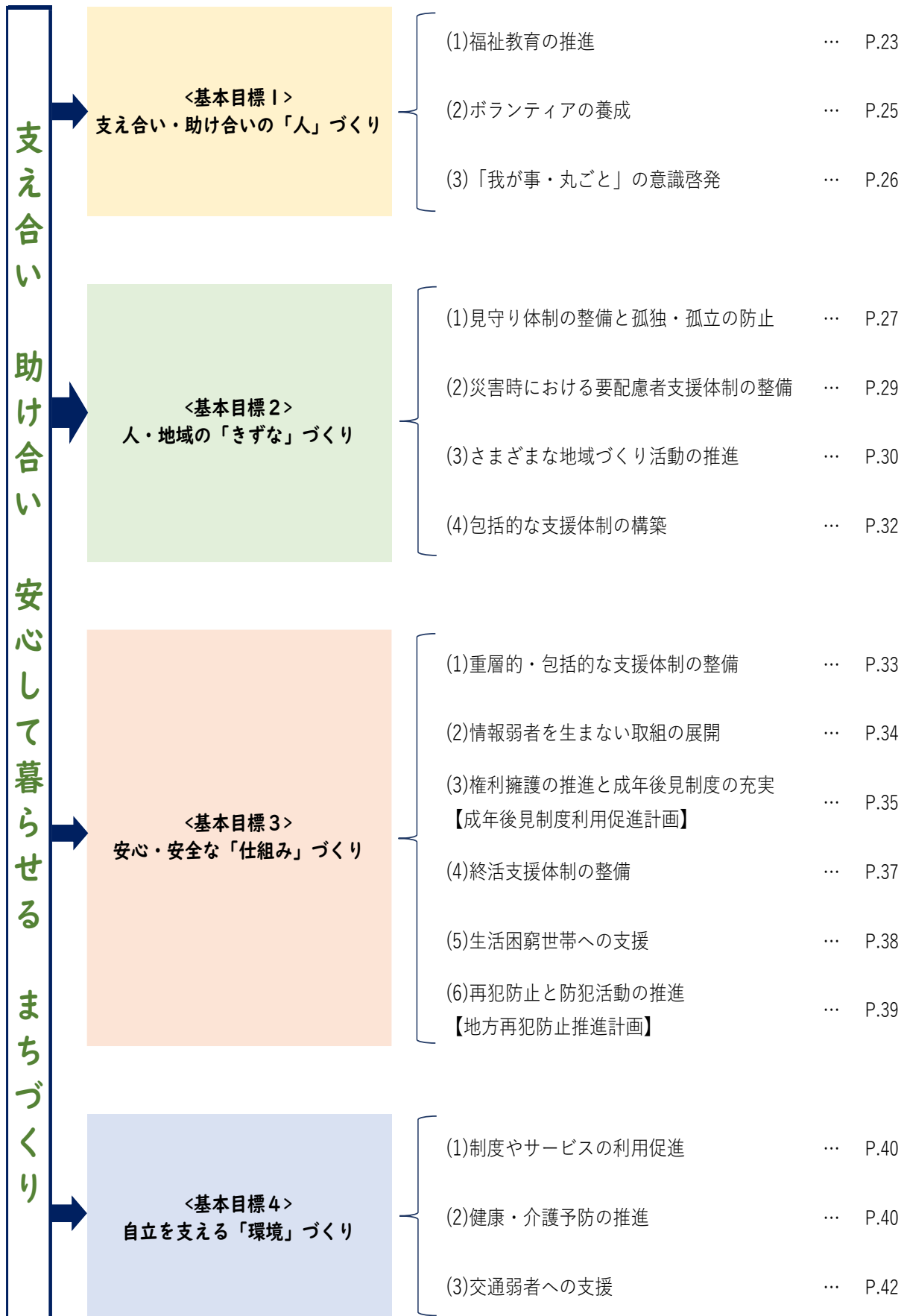
<基本目標3> 安心・安全な「仕組み」づくり

地域で生活する住民にとって、安全に安心して暮らせる「仕組み」の整備を進めます。

<基本目標4> 自立を支える「環境」づくり

福祉サービスの充実と利用促進など、安心して社会参加できる「環境」づくりを進めます。

【政策の体系図】



第4章

目標達成のための取り組み

<基本目標Ⅰ> 支え合い・助け合いの「人」づくり

現状と課題

人口減少、少子高齢化がすすみ、これまで住民同士で行われてきた地域活動も減少してきたことにより、地域での支え合い、助け合いの必要性が高まっています。

制度・分野ごとの「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる社会の実現が求められています。

あらゆる世代の住民が身近な地域での「つながり」の大切さを実感し、地域の課題を自分自身の課題として捉え、地域全体で解決に取り組む意識づくりが必要です。

(1) 福祉教育の推進

【施策の方向性】

住民の誰もが福祉について学ぶ・知る機会を充実させ、誰もが地域の一員として、自分に合った役割を果たし活躍することができるような地域づくりを一層進めていく必要があります。そのためには、地域住民による地域課題への理解が共有化され、課題に対応する幅広い取り組みにつながるよう、身近な地域にある課題に基づいた福祉教育に取り組みます。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)福祉教育(※4)の実施	住みよいまちづくりの土台となる意識醸成のため、自治会、企業、学校などで福祉講座を行います。	社協
(イ)学校×社協の福祉教育の推進	学校と社協が福祉教育の目的や課題を共有し支援を必要とする子ども達（特別な支援を要する児童生徒や不登校の児童生徒等）の個性を伸ばし、未来の可能性を広げます。	社協 教育魅力課

(※4)福祉教育・・・福祉に関する理解と関心を深め、すべての人が社会の中で幸せな生活を送れるような地域をつくることを目的としたもの

事業名・取組	取組の内容	担当
(ウ)人権・同和教育の推進	人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、同和問題をはじめとする全ての偏見や差別をなくし、人権教育の充実を図ります。	教育魅力課
(エ)ふるさと教育(※5)の推進	奥出雲のひと・もの・ことに関わる体験・学習を基に、奥出雲町への愛着や誇り、豊かな感性を育むとともに、地域の課題に気づき、関わろうとする意欲を培います。	教育魅力課
(オ)公民館活動の充実	地域の将来を担う若者が集い、活躍できる仕組みづくりや世代を超えたつながりを育む公民館活動の充実を図ります。	教育魅力課

地域・住民

各種研修などに周囲の人を誘って参加し、人権や地域、福祉に関する理解を深めましょう！



(※5)ふるさと教育・・・地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源（「ひと・もの・こと」）を活かし、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育むことを目的としたもの

(2) ボランティアの養成

【施策の方向性】

地域の結束力を強め共同体としての意識をつくるため、またボランティア活動に参加することによる個々人のより豊かな人生の実現を図るため、幅広いボランティアの養成に取り組めます。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)ボランティアの養成	レクリエーション、集いの場、傾聴、ひきこもりなど、多分野で活躍するボランティア(サポーター)を養成します。	社協
(イ)シニアボランティアの養成	高齢者が生涯現役で地域社会の支え手であるために、シニアボランティア養成研修会を開催します。	社協
(ウ)災害ボランティアセンター運営スタッフの養成	大規模災害等が発生した際に、災害ボランティアセンターで活動する住民ボランティアスタッフを養成します。	社協



地域・住民
ボランティアに関
する講座に参加し
てみましょう！



(3)「我が事・丸ごと(※6)」の意識啓発

【施策の方向性】

生活する上での様々なリスクは、いつでも誰にでも起こり得るものであるということを、関係機関や住民一人ひとりが意識し、お互いに助け合うことができる地域づくりを推進するため、「我が事・丸ごと」の意識啓発に取り組みます。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)「自助(※7)」の意識啓発	高齢等を理由に支えられる側に限定されるのではなく、自らできることを増やし支える側にもなれるよう自助の意識啓発を行います。また、一人ひとりが「受援力(※8)」を身につけ、安心して日常生活を送ることができるような仕掛けづくりを行います。	社協
(イ)「共助(※9)」の意識啓発	自治会、公民館、小さな拠点づくりなど、既存の仕組みや活動を活かした「共助」の意識の啓発を行います。また、共助の輪にあらゆる分野を巻き込むことのできる地域のキーパーソン（人材）を発掘します。	社協

地域・住民
ともに協力し合
う意識を持ちま
しょう！

＜基本目標Ⅰ＞ 支え合い・助け合いの「人」づくり 評価項目	現状値 (総合計画施策評価 2023 年度実績値)	目標値 (2029 年度)
・ 人権・同和教育研修の実施数（年間）	10 回	15 回
・ 奥出雲町のために貢献したいと思う子ども達の割合	77%	85%
・ 奥出雲町に愛着を感じている町民の割合	73.6%	80%
・ 地域活動に参加している町民の割合	46.8%	56.8%

(※6)我が事・丸ごと・・・「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく考え方。

(※7)自 助・・・自分で自分を助けること

(※8)受援力・・・支援や救援を受け入れる力のこと

(※9)共 助・・・ともに助け合うこと

<基本目標 2> 人・地域の「きずな」づくり

現状と課題

本町では、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、今後もひとり暮らしの高齢者や高齢者のみで構成される世帯が増加していくものと推測されます。また、価値観の多様化などにより自治会などの地域コミュニティに加入しない住民も増加してきており、地域に対する関心が低下し、地域のつながりは弱体化する傾向にあります。

ここ数年にわたり、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動の中止や縮小を余儀なくされ、行動制限により地域でのコミュニケーションや社会参加の機会が失われた結果、地域とのつながりの希薄化がより顕著になってきました。

少しずつ日常に地域活動を取り戻すための動きが増えてきましたが、改めて地域のつながりを構築していくための取り組みが求められています。

(1) 見守り体制の整備と孤独・孤立の防止

【施策の方向性】

さまざまな分野で人材が不足することが想定される状況のなか、一人ひとりが声かけや見守りなどできることから取り組み、隣近所や地域でお互いに助け合う関係の構築を推進します。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)既存の仕組みを利用した見守りの実施	民生委員・児童委員、福祉委員、福祉振興協議会、地区振興会、小さな拠点づくり等、既存の仕組みを利用して“おたがいさま”の見守りの推進に努めます。	社協 福祉事務所 政策企画課
(イ)「集いの場」づくりの推進	属性や対象を限定しない「集いの場」づくりを推進します	社協
(ウ)DX(※10)を活用した高齢者等のみまもり体制の強化	認知症高齢者等へのGPS機器の貸与やQRコードの交付、電子連絡帳を活用した関係機関の重層的な見守り等、DXを活用したみまもり体制を確立します。	福祉事務所 健康福祉課 社協
(エ)セルフヘルプ(※11)活動の支援	当事者の組織化によるセルフヘルプ活動を支援します。	社協

(※10)DX・・・行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図るもの

(※11)セルフヘルプ・・・同じ立場の人が独り立ちのために互いに助け合う集まり

事業名・取組	取組の内容	担当
(オ)民生委員・児童委員の活動支援	活動に役立つような、関係機関や福祉に関する制度を情報提供します。また、研修会を開催し、活動しやすい環境づくりをすすめます。	福祉事務所
(カ)自死(※12)対策の促進	「奥出雲町のち支える自死対策計画」に基づき、関係機関、団体と連携を強化し、誰もが自死に追い込まれることのない地域を目指して総合的に各種の施策を推進します。	健康福祉課

地域・住民

- ・隣近所でのあいさつや声かけなど、日頃からコミュニケーションを心がけましょう。
- ・地域で支援が必要な人の情報を相談機関に提供しましょう。
- ・趣味や特技を活かし、地域でのつながりを広げましょう。
- ・地域コミュニティを形成し、地域全体で支え合う体制づくりを行いましょう。
- ・民生委員・児童委員の活動を理解し、必要な場合には協力しましょう。



(※12)自死・・・自ら死を選びとること

(2) 災害時における要配慮者(※13)支援体制の整備

【施策の方向性】

近年、身近な地域でも大雨等による大規模な災害が発生しており、住民の防災に対する関心も高まってきています。災害被害を最小限に抑えるためには、平常時から自助・共助の考えのもと、地域で助け合える仕組みづくりが大切であるため、「福祉=防災」を切り口に地域で助け合える仕組みづくりを推進します。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)小地域単位における見守り体制の構築	自治会単位における「福祉の目」を養成するため、福祉委員を対象に「ふくし防災研修会」を開催します。	社協
(イ)災害ボランティアセンター(※14)立上訓練の実施	有事の際、社協が設置する災害ボランティアセンターの速やかな立上と運営を行うため、関係機関や地域住民と協働して実践的な立上訓練を実施します。	社協
(ウ)災害時要配慮者の把握と支援体制の強化	災害時要配慮者の把握に努め、自力で避難することが困難で支援の必要な人（避難行動要支援者）の避難誘導體制を確立し個別避難計画の作成をすすめます。	総務課 福祉事務所
(エ)自主防災組織(※15)の活動支援	地域の自主防災組織の体制づくりを支援し、防災研修会の開催や避難訓練などをおして防災に対する住民の意識啓発を図ります。	総務課
(オ)災害時の情報伝達手段の確保	防災無線受信機や告知放送などを活用し、災害時や災害の恐れがある場合の情報伝達の多重化・多様化を図り、迅速で的確な防災情報を発信します。	総務課

(※13)要配慮者・・・災害が発生した場合に、情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が、円滑かつ迅速に行いにくい人（高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など）

(※14)災害ボランティアセンター・・・災害時にボランティアの活動を円滑に進めるために、被災地に設置される拠点のこと

(※15)自主防災組織・・・主に町内会や自治体が母体となって、地域住民が自主的に連携して、防災活動を行う任意の団体

事業名・取組	取組の内容	担当
(カ)復興期の支え合いセンター開設	大規模災害後は長期的に生活再建に向けた支援が必要となることから、「支え合いセンター」を設置し継続的な支援を行います。	社協
(キ)災害時相互応援体制の構築	中国山地県境4市町社会福祉協議会による「県境を越えた災害時相互応援体制」の構築に努めます。	社協
(ク)避難所の整備	地域住民及び社会福祉施設等に対し、避難所の所在や機能等について、周知を図るとともに、必要な物品の確保等速やかに避難所を運営できる体制を整えます。	総務課

地域・住民

- ・地域で防災・避難訓練を実施しましょう。
- ・防災訓練に参加しましょう。
- ・ハザードマップを確認し、地域の危険な場所を確認しましょう。
- ・支援が必要な人に情報を提供しましょう。
- ・避難の際必要となるもの（水や食料、薬など）を準備しておきましょう。



(3) さまざまな地域づくり活動の推進

【施策の方向性】

高齢化などにより、日常的な見守りや生活面での手助け（買い物、通院、ごみ出し、草取りなど）の必要な世帯が増加傾向にあります。本町では、小さな拠点づくり事業など地域の住民が中心となって、行政や事業者、各種団体と協力・役割分担をする中で、それぞれの地域が抱える課題に向き合い、生活機能の確保、生活交通の確保、地場産業の振興などへの取り組みがすすめられています。さらに、住民自らが考え、行動し、住みよいまちづくりを行うことのできる機運をつくるため、既存の組織や団体の連携、協働などにより、安心して住み続けることができる多様な課題に対応した地域づくりの取り組みを推進します。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)地域活動団体(小さな拠点づくり、公民館など)への活動支援	公民館を単位とするすべての地区において地域活動団体による生活に必要なサービスの維持・確保や地域資源を活用した賑わい創出などの活動を支援します。	政策企画課 健康福祉課
(イ)ソーシャルサポートネットワーク(※16)の構築	支援を必要とする人の地域生活を支えるためコミュニティソーシャルワーク(※17)を実践し、医療や福祉の専門家による援助と並行して、家族や友人、近隣住民によるネットワークの構築を推進します。	社協
(ウ)地域貢献活動の実施	社会福祉法人等の連携による地域貢献活動を展開できるよう、事業所の種別を超えた連携を強化します。	社協
(エ)「福祉×●●=普段の暮らしの幸せ」の推進	福祉×企業、福祉×学校、福祉×商工、福祉×農業など、相乗効果の期待できる様々な分野と連携し、新たな発想による地域づくりを推進します。	社協



地域・住民

・地域の活動に関心を持ち、自分にできる範囲で活動に参加しましょう。

(※16)ソーシャルサポートネットワーク・・・社会生活を快適に過ごす上で生じてしまうさまざまな問題に対して、家族や友人、ボランティアや近隣住民などの福祉分野や介護分野などに対して非専門的な援助者が援助を行うネットワーク

(※17)コミュニティソーシャルワーク・・・地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等の環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざす取り組み

(4) 包括的な支援体制の構築

【施策の方向性】

複合的な課題や制度の狭間の問題などさまざまな事情を抱えた人を、縦割りではなく、関係機関が連携し、多面的な角度から包括的に支援できる体制づくりを進める必要があります。そのためには、高齢者や障がい者、児童、生活困窮などの各分野で相談支援体制の充実を図るとともに、これらの相談窓口が連携し分野や制度を超えた相談支援体制の整備を図ります。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)地域包括ケアシステムの構築	医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスが一体的に提供され、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる体制の整備に努めます。	健康福祉課 福祉事務所
(イ)包括的な支援体制構築に向けた関係機関の連携強化	地域ケア多職種連携会議を開催し、関係機関が一体となって地域課題の抽出、関係機関の役割を確認し、地域課題解決に向けた仕組みづくりをすすめます。	健康福祉課 福祉事務所



地域・住民

- ・地域福祉に関する研修に参加しましょう。
- ・支援が必要な人がいたら、相談支援機関へ情報提供を行いましょう。

＜基本目標 2＞ 人・地域の「きずな」づくり 評価項目	現状値 (総合計画施策評価 2023 年度実績値)	目標値 (2029 年度)
・ 自主防災組織数	3 組織	12 組織
・ 防災研修会・訓練の実施（年間）	17 回	15 回
・ 防災無線受信機各戸配布率	93%	100%
・ 福祉避難所の指定	5 か所	10 か所
・ 小さな拠点づくりに取り組む地区	9 地区	9 地区
・ 生活支援体制整備事業交付団体数	3 件	4 件

<基本目標 3> 安心・安全な「仕組み」づくり

現状と課題

高齢化や人口減少の進行、生活様式の多様化、社会状況の変化に伴い、福祉ニーズは年々複雑化・多様化してきています。そのため、さまざまな生活課題に適切に対応できる福祉サービスの提供体制の強化が必要であり、また、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方が地域で安心して暮らせるように、権利擁護の推進と成年後見制度等の利用促進を図ることが求められています。

(1) 重層的・包括的な支援体制の整備

【施策の方向性】

地域住民が抱える複雑化・複合化した「制度の狭間のニーズ」に対応するため、関係機関が協働して包括的な支援体制を構築します。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)包括的な相談支援事業の実施	相談内容により窓口を分けない、属性を問わない「断らない何でも相談所」を開設し、支援機関等のネットワークを活用して課題の解決を支援します。	社協
(イ)行政と社会福祉協議会のパートナーシップの構築	行政と社協の連携を図り、各分野が横断的に手をとることで地域特性に合った実効力のある福祉施策を展開します。	関係各課 社協
(ウ)ひきこもり等当事者の社会参加支援	ひきこもり等の当事者が社会活動に参加できるよう、協力企業や関係者等と連携した支援体制を構築します。	社協
(エ)相談者等に対する継続的な支援の実施	その場だけで終わらない、継続的な見守りを行う伴走型の支援を行います。	社協



（２）情報弱者※18を生まない取組の展開

【施策の方向性】

特殊詐欺、自然災害等、パソコンやスマートフォンなどを活用し、情報を収集することができれば防ぐことができる被害をなくすため、また誰もが必要なサービスを利用できる環境を整えるため、関係機関と協力して情報弱者を生まない取組を展開します。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)わかりやすい情報の発信	ケーブルテレビや文字放送、告知放送を活用し、福祉サービスや特殊詐欺、自然災害等に関する情報を分かりやすく発信します。	社協 総務課
(イ)スマホ教室の開催	情報のデジタル化に対応できる高齢者等を増やすため、スマホ教室を開催します。	総務課
(ウ)ジョーホー奥出雲との協働による情報番組の制作	ジョーホー奥出雲と協働し、すべての住民をターゲットとした情報番組を制作します。	社協 総務課

地域・住民

- ・様々な媒体から情報を得るよう
に心がけましょう。
- ・パソコンやスマートフォンを
活用する機会を増やしましょう。



（※18）情報弱者・・・情報を手に入れたり利用したりすることが困難な人

（３）権利擁護の推進と成年後見制度^(※19)の充実【成年後見制度利用促進計画】

【施策の方向性】

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない人の権利を守り、財産管理はもとより身上保護や意思決定を支援するためには、成年後見制度の利用を促進する必要があります。

誰もが引き続き住み慣れた地域の中で安心して生活ができるよう、成年後見制度が適切に利用され、また、行政、家庭裁判所、民間団体等が連携して、地域における権利擁護の取り組みを支援していけるよう体制を構築します。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)成年後見制度の周知と利用促進	さまざまな相談窓口において、権利擁護支援が必要な方の把握に努め、制度の利用につなげます。 町長申立の実施、申立にかかる費用や後見人等の報酬を助成することで成年後見制度の利用につなげます。	福祉事務所 健康福祉課
(イ)日常生活自立支援事業の周知と利用促進	認知症や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、日常生活自立支援事業を実施し、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスなどを行います。また、関係者を対象とした勉強会を開催します。	社協
(ウ)権利擁護に関する地域連携ネットワークの整備	権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるために、地域連携の仕組みづくりをすすめます。	福祉事務所 健康福祉課 社協
(エ)中核機関の設置	権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる「中核機関」を設置し、①広報、②相談、③成年後見制度の利用促進、④後見人支援の４つの機能を段階的に整備し、様々なケースに対応できる体制づくりをすすめます。	福祉事務所 健康福祉課

(※19) 成年後見制度・・・認知症など判断能力が低下した人の財産を管理し、不当な契約などから守ることができる制度

事業名・取組	取組の内容	担当
(オ)法人後見(※20)事業の推進	医療、法律、福祉等の専門職の助言を受けながら、適切な制度利用と被後見人の権利擁護を推進します。	社協
(カ)虐待防止対策	関係機関が連携し、子ども、高齢者、障がい者等への虐待（疑いを含む）やDV（ドメスティックバイオレンス）(※21)に関する正しい理解を深めるとともに、早期発見・早期通報を図るための啓発活動を行います。また、虐待に関する相談を受け付け、発見した場合には速やかに関係機関と連携し支援を行います。	福祉事務所 健康福祉課 こども家庭支援課 教育魅力課

地域・住民

- ・詐欺被害にあわないよう、日頃から相談できる人を見つけておきましょう。
- ・困りごとは専門の相談機関に相談しましょう。



(※20)法人後見・・・社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと

(※21) DV（ドメスティックバイオレンス）・・・配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力

(4) 終活^(※22)支援体制の整備

【施策の方向性】

時代と共に家族の形が変わる中、自らの最期の時について事前に準備する人が増えていきます。医療や介護に関する希望、また財産の相続や処分など、気がかりをひとつひとつ整理することで「安心な暮らし」を送ることができるよう支援します。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)終活の周知	医療・介護・相続など、様々な角度から楽しく学ぶ終活セミナーを開催します。	社協
(イ)終活に関する各種手続き等支援	専門的な手続きなど個別支援を行います。	社協
(ウ)在宅医療介護連携推進事業	奥出雲町版エンディングノート ^(※23) 「これからノート」を通じた看取りの研修会を実施します。	健康福祉課

これからノート (私の伝えたいこと)



奥出雲町マスコットキャラクター
『すさのおくん』『いなたひめちゃん』

書き始めた日付: 令和 年 月 日

- 高齢期になると、医療や介護が必要になることや急に入院することもあります。これからよりよい人生を送るために、ご自分の思いを普段から考えておくことが大切です。
- 書いておきたいところからスタートしましょう。全部書く必要はありません。ご自分が書きたい内容について書きましょう。何度書き直したり、追加しても大丈夫です。気持ちが変わっていくものです。何度書き直したり下記にご連絡下さい。
- 「書き直す場合、新しい「ノート」が必要でしたら下記にご連絡下さい」
- ご自分の希望をご家族に伝えておくことも大切です。この「ノート」があることをご家族に伝えておきましょう。
- この「ノート」には個人情報がかかれていますが、取り扱いに注意が必要です。保管場所をご家族や信頼できる人に伝えておきましょう。

地域・住民

- ・家族とこれからの事を話し合ってみましょう。
- ・エンディングノートを活用し、自分のことを書き留めておきましょう。

(※22) 終活・・・人生の終わりのための活動

(※23) エンディングノート・・・人生の終末期における考えや希望を書き記すノート

（５）生活困窮世帯への支援

【施策の方向性】

就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家族の課題、家計の課題、債務、社会的な孤立など、生活困窮世帯の抱える課題は複雑で、多様化しています。生活困窮者が地域社会の中で生活を立て直し、少しずつ自立していけるように、包括的な支援を行う体制を構築するよう取り組みます。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)生活困窮者自立支援事業	生活困窮者等に対し、自立した生活が送れるよう相談支援を行います。 必要に応じて家計改善支援事業、就労準備支援事業等を活用し、支援します。	福祉事務所
(イ)生活困窮者支援等のための体制整備と地域づくり	既存の団体等と連携し、生活困窮者支援等のための体制整備と地域づくりを推進します。	社協
(ウ)支援会議の開催	関係機関が集まり、生活困窮者を支援する上で必要となる情報の交換や、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の検討を行います。	福祉事務所 委託先事業所
(エ)庁内連絡会議の設置	庁内の関係各課から支援対象と思われる方の情報を収集し、必要な支援について協議します。	福祉事務所 総務課 町民課 健康福祉課 こども家庭支援課 教育魅力課 税務課 水道課

地域・住民

- ・支援が必要と思われる人がいたら、相談機関につなげましょう。
- ・地域で支え合い、助け合うことの大切さを理解しましょう。



（６）再犯防止と防犯活動の推進 【地方再犯防止推進計画】

【施策の方向性】

罪を犯した者等の中には、生きづらさを抱え、社会の中で孤立している人や、刑務所等の出所時や出所後に住居・就労がなかなか決まらないなど、地域社会で様々な困難を抱えている人が存在しており、適切な支援を受けられないままに再び罪を犯してしまう場合があります。そのような困難を抱える人に対し、早い段階で適切な制度やサービスを活用することにより安定した生活を送れるよう、更生保護活動を行っている保護司会と連携を図りながら、罪を犯した者等の地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を推進します。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)再犯防止に関する周知・啓発	再犯防止に関して町民が正しい理解を深められるよう、広報・啓発を行います。また、保護司会と協力し「社会を明るくする運動」を通して地域の防犯意識向上を図ります。	町民課
(イ)刑余者支援のための体制整備と地域づくり	保護司だけでは解決できない刑余者支援のための体制整備と地域づくりを推進します。また、保護司や協力雇用主の確保に向けた啓発体制づくりをします。	社協 町民課
(ウ)罪を犯した者等の社会復帰に関する支援	罪を犯した者等の社会復帰のため、関係機関と協働し、就労や住まいの確保また、必要な福祉サービス等につながるよう支援します。	町民課 福祉事務所
(エ)防犯体制の強化	防犯研修会を開催し、町民の防犯意識を高め、地域における自主的な防犯活動の活性化を推進します。	町民課
(オ)学校等と連携した就学支援の実施	子どもの非行（再犯）の防止に向け、保護司と学校等との情報共有を図り相互協力に努めます。	町民課 教育魅力課
(カ)薬物依存症等を有する者等への支援	相談支援として、個別の状況に応じた包括的な相談支援を実施します。保健所や専門医療機関と緊密な連携を図り、支援を行います。	町民課 健康福祉課 福祉事務所

＜基本目標 3＞安心・安全な「仕組み」づくり 評価項目	現状値 (総合計画施策評価 2023 年度実績値)	目標値 (2029 年度)
・ひとり親・寡婦世帯等から相談支援につながった割合	66%	71%
・防犯研修会の開催回数（年間）	0 回	2 回
・消費者被害防止のための研修会開催回数	0 回	2 回
・更生保護・支援ネットワーク会議の開催回数	0 回	1 回
・デジタル化に関する研修会の開催回数（年間）	40 回	18 回

<基本目標 4> 自立を支える「環境」づくり

現状と課題

少子高齢化が急速に進行し、地域のなかで多世代による支え合いが不可欠なものになってきました。こうしたことから、子どもから高齢者まですべての人が自立した生活を送り、その基盤である「健康」を維持していくため、世代を問わず町民一人ひとりが日頃から食生活を整え適度な運動等を行うよう、行政と関係機関が連携して健康関連の情報提供等を行い、様々な介護予防の取り組みや健康づくりに取り組む必要があります。

また、高齢者や障がいのある人の移動手段を確保し、安心して社会参加できる環境づくりの推進が必要です。

(1) 制度やサービスの利用促進

【施策の方向性】

福祉サービスの利用方法は、利用者が自らサービスを選択し利用する契約制度へと変化しています。こうした利用者の自由な意思によりサービスが提供されることが重要であり、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、利用できる福祉サービスの充実と周知を図り、適切な利用に向けた支援を行います。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)わかりやすい相談窓口の周知	定期的な広報活動により各種相談窓口を周知します。	社協 各窓口設置 担当課
(イ)担当窓口の機能強化	適切な支援の迅速な実施のための研修会や事例検討会により窓口職員の資質向上を推進します。	各窓口設置 担当課 社協

(2) 健康・介護予防の推進

【施策の方向性】

「健康」を維持していくため、世代を問わず町民一人ひとりが日頃から食生活を整え、適度な運動等を行うことが大切であり、行政と関係機関が連携して情報の提供等を行い、様々な介護予防の取り組みや健康づくり事業を推進していきます。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)健康づくり推進事業	自治会や関係機関、事業所と連携しながら地域ぐるみの活動を継続して実施します。	健康福祉課
(イ)食育(※24)推進事業	町内の事業所や各店舗と連携した食生活情報提供等を実施し町民各層の食生活向上となる環境づくりを推進します。	健康福祉課
(ウ)介護予防普及啓発事業	「フレイル予防塾(※25)」「短期集中リハビリ教室(※26)」等を開催し、高齢者が介護予防に関する知識を得て、自ら取り組むことができるよう普及啓発を行います。	健康福祉課 社協等事業 受託機関
(エ)地域介護予防活動支援事業	週1回以上、継続して体操・運動・交流ができる住民主体の通いの場の立ち上げと主体的な介護予防活動継続のための支援をします。	健康福祉課
(オ)生涯スポーツの充実	スポーツを通じた健康づくりの推進や奥出雲スポーツクラブの充実、住民誰もが参加しやすい環境や体制づくりを推進します。	教育魅力課

地域・住民

・活動に積極的に参加し、健康づくりや介護予防に取り組ましましょう。



(※24) 食育・・・生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの

(※25)フレイル予防塾・・・社協が受託している要介護認定を受けていない高齢者を対象とした介護予防教室
(※26)短期集中リハビリ教室・・・身体機能が低下した高齢者に短期間の集中介入及び、活動・社会参加の場につなげる支援を行うリハビリ教室（1回2時間の理学療法士によるリハビリを週2回、最長3か月間実施）

(3) 交通弱者への支援

【施策の方向性】

高齢者、障がいのある人、妊産婦、子どもなど地域で生活する誰もが安全で円滑に移動でき、また、活動の場を広げ自由な社会参加を活発化するためには、利用しやすい移動手段を確保することが必要です。しかし現状では、路線バス事業者の乗務員の不足や高齢化、またタクシー事業者においても、乗務員の不足や経営状況等の課題があり、今後の事業継続が困難になることが予想されます。

これらを踏まえ、高齢者や障がいのある人等の外出支援や移動手段の確保と充実を目的とした取り組みを実施していきます。

事業名・取組	取組の内容	担当
(ア)交通手段の維持	「奥出雲町地域公共交通計画」に基づき、誰もが使いやすく、持続可能な公共交通ネットワークの形成に努めます。 生活交通を維持していくため、路線バスの運行に係る見直しを行い、予約型乗合交通導入に向けた実証実験の検証結果等を踏まえ、町内事業所との連携を図ります	政策企画課 公共交通会議関係団体
(イ)交通サポート事業	公共交通や他者の協力なくしては外出できない高齢者への支援を行います。 移動に関する支援制度の見直しを行います。	福祉事務所
(ウ)外出支援サービス事業	重度の障がいのある人や介護度の高い人等、公共交通機関や自家用車での移動が困難な人の外出を支援します。	福祉事務所 タクシー事業所等

地域・住民

・制度を利用し、
外出の機会を増や
しましょう。

<基本目標 4>自立を支える「環境」づくり 評価項目	現状値 (総合計画施策評価 2023 年度実績値)	目標 (2029 年度)
・食環境の整備に協力する飲食店・事業所数	3 か所	10 か所
・要介護（要支援）認定率（第 1 号保険者比年度末時点）	18.8%	17.7%
・65 歳以上の介護予防及び啓発活動参加率／年	19.0%	21.7%
・公共交通事業者数	5 社	5 社
・高齢者交通サポート券利用率	60%	66%

1 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域に暮らす住民一人ひとりであり、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会を築くため、自らが活動へ積極的に参加し、行動することが求められています。

こうした地域福祉の推進のため、行政及び社会福祉協議会だけでなく、地域住民や民生委員児童委員、自治会、地域活動団体、ボランティア、事業所等の地域の様々な主体が地域福祉に向けての取組みを行うことが重要であり、一体となり、それぞれが役割を担い協働・連携して地域福祉計画の推進を図ります。

なお、本計画の推進にあたり評価項目と目標値を設定しておりますが、「第2次奥出雲町総合計画」において設定されている重要目標達成指標(KGI)および重要業績評価指標(KPI)と目標値を同じとしており、総合計画との整合性を図っています。

2 計画の進行管理

この計画が本町を取り巻く環境の変化に適切に対応できるように、町では奥出雲町地域福祉計画評価委員会設置要綱に定めるとおり、奥出雲町地域福祉計画策定委員や地域福祉に携わる団体等で組織する協議会等の場で毎年計画の実施状況を把握・整理し、点検・評価を行います。そして、他の計画との整合性を図りながら、必要に応じて今後の事業の内容、スケジュール、手法を見直します。評価の結果は、町のホームページで公表します。

資料編

地域福祉計画関連計画一覧

- ・ 奥出雲町総合計画（2021 年度～2030 年度）
- ・ 奥出雲町老人福祉計画（2023 年度～2027 年度）
- ・ 奥出雲町障がい福祉計画・障がい児福祉計画（2024 年度～2028 年度）
- ・ 奥出雲町子ども・子育て支援事業計画（2025 年度～2029 年度）
- ・ 奥出雲町男女共同参画計画（2022 年度～2026 年度）
- ・ 奥出雲町いのち支える自死対策計画（2024 年度～2028 年度）
- ・ 奥出雲町地域防災計画（2024 年 6 月改定）
- ・ 雲南地域第 9 期介護保険事業計画（2024 年度～2026 年度）
- ・ 奥出雲町げんきプラン 21（第 3 期計画）（2023 年度～2028 年度）
- ・ 奥出雲町 DX 推進計画（2023 年度～2026 年度）
- ・ 奥出雲町地域公共交通計画（2024 年度～2028 年度）

奥出雲町地域福祉計画策定委員名簿

職 名	氏 名	所 属
委員長	石原 一志	奥出雲町自治会長会連合会
副委員長	西村 昇	奥出雲町民生児童委員協議会
委 員	吉川 由希子	布勢地区福祉振興協議会
委 員	鶴原 英樹	三成地区福祉振興協議会
委 員	岩田 年之	亀嵩地区福祉振興協議会
委 員	森長 洋二	阿井地区福祉振興協議会
委 員	松原 和子	三沢地区福祉振興協議会
委 員	武藤 明朗	鳥上地区振興会
委 員	安部 隆	横田地区振興会
委 員	渡部 昭雄	八川地区振興会
委 員	唐桶 高壽	馬木地区振興会
委 員	千原 一弘	仁多郡小中学校長会
委 員	飛田 忠	奥出雲町老人クラブ連合会
委 員	若月 ゆかり	奥出雲町連合婦人会
委 員	部田 泰久	奥出雲町商工会
委 員	本山 宏人	奥出雲町公民館連絡協議会
委 員	安部 茂壽	雲南地区保護司会
委 員	佐藤 和彦	奥出雲町社会福祉協議会つなぐネットワーク企業代表
委 員	和久利 紀子	奥出雲町社会福祉協議会つなぐサポーター
委 員	長谷川 公子	ボランティア団体代表

奥出雲町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成26年11月1日

告示第132号

(設置)

第1条 社会福祉法（平成15年法律第107号）に基づき、奥出雲町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、奥出雲町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画における調査及び研究に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、町民、関係団体等の代表者及びその他の地域福祉の推進に関し必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定終了時とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

奥出雲町地域福祉計画評価委員会設置要綱

平成27年4月1日

告示第106号

(設置)

第1条 奥出雲町地域福祉計画（以下「計画」という。）の進捗状況の点検及び評価を行い、町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため奥出雲町地域福祉計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の進行管理に関すること。
- (2) 計画の施策評価に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、25人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1) 奥出雲町地域福祉計画策定委員に委嘱されたことがある者が属していた団体の代表者
- (2) 地域福祉に関し見識を有する者
- (3) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から5年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。